

# 日本ボーイスカウト福島連盟 感謝・表彰規程

(主旨)

第1条 この規程は、公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「日本連盟」という）感謝・表彰規程（以下「日連表彰規程」という）に基づき、日本ボーイスカウト福島連盟（以下「本連盟」という）がスカウト運動発展のため贈呈あるいは授与により行う感謝および表彰について規定する。

2 また、日本連盟が感謝・表彰する記章・賞状に対して、本連盟から推薦・申請する者の選考についても併せて規定する。

(本連盟感謝)

第2条 本連盟から贈呈する感謝の記章・賞状の基準は、次のとおりとする。

- ① 県連感謝章 日本におけるスカウト運動のために、本県に尽力した方に対し、感謝するもの
- ② 県連感謝状 日本におけるスカウト運動のために、本県に貢献した方に対し、感謝するもの

(本連盟表彰)

第3条 本連盟から授与する表彰の記章・賞状の基準は、次のとおりとする。

- ① 善行章 スカウト精神に基づき善行を行い、スカウトの規範となる者
- ② 善行綬 スカウト精神に基づき、スカウトの規範となる善行を行った隊、班または組
- ③ スカウト顕彰 本連盟のスカウト運動に対し、本県に特別顕著な功労のあったスカウト  
注記 スカウトのみを対象とし指導者は含まない。
- ④ スカウティング褒章 日本におけるスカウト運動に対し、本県に特別顕著な功績を挙げた者
- ⑤ 特別有功章 日本におけるスカウト運動に対し、本県において多年にわたり功績のあった者
- ⑥ 有功章 日本におけるスカウト運動に対し、本県において多年にわたり功労のあった者
- ⑦ 褒状 日本におけるスカウト運動に対し、本県において顕著な功績を挙げた者
- ⑧ きびたき章 本連盟において、教育、指導面で特に功績顕著であった者

(本連盟への申請・審議手続き)

第4条 本連盟への申請手続きは、地区の申請、または名誉会議自体の発議により、名誉会議が審議・決定し、理事会に報告する。

ただし、死去等緊急に贈呈を要する場合は名誉会議の議を経て、事務局において処理し、理事会の追認を受けるものとする。

(贈呈者・授与者)

第5条 贈呈者・授与者は連盟長とする。連盟長欠員の場合は理事長とする。

(推薦)

第6条 日本連盟に推薦する、日本連盟が感謝・表彰するもの。

- ① 日本連盟が感謝する記章・賞状は、日連表彰規程第4条に該当するものである
- ② 日本連盟が表彰する記章・賞状は、日連表彰規程第5条に該当するものである

第7条 選考の基準は、別に定める。基準の決定、改廃は名誉会議において審査し、理事会の承認を得る。

附 則

この規程は、平成22年4月18日から施行する。

昭和54年1月1日制定のボーイスカウト福島連盟表彰規定は廃止とする。

## 感謝・表彰選考基準（内規）

日本ボーイスカウト福島連盟感謝・表彰規程第7条に基づく選考の基準を次のように定め、平成22年4月1日から施行する。

平成元年12月17日 平成元年度第3回理事会申し合わせ事項「県連先達の施行に関する覚書」は廃止とする。

平成3年5月26日制定の表彰選考基準は廃止とする。

平成30年4月22日より、8の一部改定及び※追記し施行する。

（感謝に関する記章・賞状）

### 1 県連感謝章

本連盟主催の特別行事等に会場供与及び財政的支援等を以て協力せられその貢献度が顕著にして功労多大の方に贈呈する。

対象は加盟員、非加盟員を問わない。

### 2 県連感謝状

本連盟の運営活動の協力せられその功労多大で次の条件の一を満たしている方に贈呈する。

(1) 県連有功章の受章者の配偶者

(2) 県連主催の行事等に協力しその功労大の方（加盟員、非加盟員を問わない）

（表彰に関する記章・賞状）

### 1 善行章

正式加盟員でスカウト精神に基づき、スカウトの模範となる善行のあった者に授与する。

(1) 人命救助をした善行

(2) 官公署、学校、その地諸団体から善行を賞された者

(3) その他スカウトの模範となる者

### 2 善行綬

正式加盟員でスカウト精神に基づき、スカウトの模範となる善行のあった隊、班または組に授与する。

(1) 人命救助をした善行

(2) 官公署、学校、その地諸団体から善行を賞された隊、班または組

(3) その他スカウトの模範となる隊、班または組

### 3 スカウト顕彰

本連盟のスカウト運動に対し、本県に特別顕著な功労のあったスカウトに授与する。

その功労については名誉会議において審議、決定する。

### 4 スカウティング褒章

本連盟のスカウト運動に対し、本県に特別顕著な功績を挙げた者に授与する。

その功労については名誉会議において審議、決定する。

### 5 県連特別有功章

正式加盟員で、本連盟の役員その他の役務で、多年にわたり特に功績のあった者に授与する。

(1) 加盟登録が20年以上あること

(2) 多年にわたる功績の年数は県連有功章受章後10年以上あること

(3) 年齢が受章の日に満41歳以上であること

(4) この章は、日連表彰規程の「かつこう章」に準ずる。

### 6 県連有功章

正式加盟員で、本連盟の役員その他の役務で、多年にわたり功労のあった者に授与する。

- (1) 加盟登録が10年以上あること
- (2) 多年にわたる功労の年数は10年以上あること
- (3) 年齢が受章の日に満31歳以上であること

## 7 県連褒状

正式加盟員で、団内指導者として奉仕し、功労があり、次の条件の一を満たしている者に授与する。

- (1) 指導者（団委員・デンリーダーを含む）奉仕5年以上
- (2) デンリーダー 奉仕3年以上

## 8 きびたき章（県連盟先達）

正式加盟員で、教育、指導面において特に功績顕著であった、次の条件を満たしている者に授与する。

- (1) 20年以上本連盟役員及びその他の役員としての奉仕歴があること
- (2) 原則として年齢が満70歳以上の生存者であること
- (3) 前2号によりがたい場合、その他必要事項は名誉会議において協議決定する

※ 前記5及び6の連盟役員その他の役務とは次のものを言う。

- ① 団委員長、副団委員長及び団委員
- ② 隊長及び副長
- ③ 県連規約第69条の地区役員
- ④ 県連規約第37条の県連役員及び連盟トレーニングチーム員

※ 前記8の連盟役員その他の役務とは次のものを言う。

- ① 県連規約第34条の県連トレーニングチーム委員
- ② 県連規約第37条の県連役員
- ③ 県連規約第69条の地区役員

注 経歴、年限等の計算にあたっては次の事項を留意すること。

- 1 年限は、登録が継続していることを必要とし、登録中断の年数があるときは、これを除いて計算すること。
  - ・授与の当時、その年度の登録が完了すること。
  - ・記録が明らかな限り、他の県連における経歴も加えること。
  - ・特記すべき功労
  - ・在任中の死去、高齢者の勇退の際などは、標準年数の2/3に達している場合には審査の対象とすること。
- 2 5年以上継続した美事・善行は、1および2の(3)の選考の対象とする。